

第17回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 8月 23日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時49分
開会場所 教育委員会室

出席者

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 中 川 修 一 |
| 委 員 | 高 野 佐 紀 子 |
| 委 員 | 青 木 義 男 |
| 委 員 | 松 澤 智 昭 |

出席事務局職員

| | | | |
|------------|---------|------------|---------|
| 事務局次長 | 矢 嶋 吉 雄 | 地域教育力担当部長 | 松 田 玲 子 |
| 教育総務課長 | 木 曾 博 | 学 務 課 長 | 三 浦 康 之 |
| 生涯学習課長 | 水 野 博 史 | 地域教育力推進課長 | 赤 松 健 宏 |
| 指 導 室 長 | 門 野 吉 保 | 教育支援センター所長 | 新 井 陽 子 |
| 新しい学校づくり課長 | 佐 藤 隆 行 | 学校配置調整担当課長 | 大 森 恒 二 |
| 施設整備担当副参事 | 千 葉 亨 二 | 中央図書館長 | 大 橋 薫 |

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、上野委員からは、インドネシアで開催中の第18回アジア競技大会のため、ご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議事についてのご意見をお預かりしておりますので、議事進行の中で教育総務課長からご紹介いたします。

それでは、ただいまから、平成30年第17回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第31号 平成30年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第31号「平成30年度板橋区登録文化財の決定」について、部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、「議一1」の資料をお開きください。

議案第31号。

平成30年度板橋区登録文化財の決定について。

上記の議案を提出いたします。

平成30年8月23日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

平成30年度板橋区登録文化財の決定について。

東京都板橋区文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり新たに文化財を登録する。

記。

1、板橋区文化財として新たに登録するもの、1件。

板橋区登録有形文化財、1件。

熊野町熊野神社文書。

提案理由。

板橋区文化財保護審議会から、板橋区有形文化財の登録等について答申があっ

たため、これを承認し、文化財を登録する必要があるということでございます。
詳細については、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 それでは、議案第31号「平成30年度板橋区登録文化財の決定」についてご説明させていただきます。

資料の4ページ目をご覧ください。

こちらに答申内容がございます。

このたび文化財登録を行います文化財は1件でございます。

名称は、「熊野町熊野神社文書」。

有形文化財の古文書となります。

こちらの案件でございますが、今年の3月13日に行われました文化財保護審議会において既に文化財登録をすべきとの答申をいただいております。

しかし、再調査の条件付の答申でございましたので、このたび再調査を行いまして、改めて7月30日開催の文化財保護審議会に報告をいたしまして、文化財登録の条件が整いましたので、本日、教育委員会の議案として提出するものでございます。

古文書の内容でございますが、全体で932点から成る古文書でございます。

その中で、105点は江戸時代のもの、残りは明治以降の近現代のものとなります。

内容としましては、催事、また、土地や年貢、商業、金融、教育などに関する当時の文書が残っておりまして、熊野地域の歴史を明らかにしていくうえで重要な資料となっております。

再調査の内容でございますが、主に古文書の性格についての調査でございました。端的に申し上げますと、熊野神社に本来的に帰属する古文書なのか、それとも自然に集まったものなのか、古文書の所有の主体について再調査・整理をしたところでございます。

結果としましては、古文書の多くは熊野神社に本来的に帰属するものでありまして、今後も熊野神社が一体的に保存していくことが確認できました。

なお、この再調査の結果と文化財の名称に関するほかの事例を鑑みまして、再調査の前後で文化財の名称が変更になってございます。

再調査前の名称は「熊野町熊野神社所蔵文書」でございましたが、今回の調査後でございますが、「熊野町熊野神社文書」というように、「所蔵」が外れておりますことを申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

教育総務課長 上野委員からコメントをいただいておりますので、読み上げます。
毎年、登録が増え、区内の文化財の保護という点では評価できると思います。
今後は、区民への告知、活用により一層力を入れていただきたいと思います。

以上です。

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第 3 1 号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第 3 2 号 いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 (中間のまとめ) について

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第二 議案第 3 2 号「いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 (中間のまとめ)」につきまして、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第 3 2 号をご覧ください。
いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 (中間のまとめ) について。
上記の議案を提出する。
平成 3 0 年 8 月 2 3 日。
提出者は、中川修一教育長でございます。
いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 (中間のまとめ) について。
いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 (中間のまとめ) について審議する。
提案理由ですが、いたばし学び支援プラン 2 0 2 1 を策定するに当たり、中間のまとめを審議し、教育委員会として決定を行う必要があるためでございます。
詳細につきましては、教育総務課長から説明申し上げます。

教育総務課長 それでは、この経緯について最初に申し上げますが、今年、第 7 回の教育委員会において、「いたばし学び支援プラン 2 0 2 1」の策定における基本方針を報告させていただきました。その後、事務局では、計画の骨子について調整を図ってまいりました。今般、計画の骨子についてまとめりましたので、これをもって中間のまとめとして報告をさせていただきます。

まず、計画策定の趣旨ですが、子どもたちがこれからの社会で活躍できる人材となるよう育み、また、地域とともに学び合う生涯学習環境を整備するため、平成 3 1 年度から 3 年間のステップアッププログラムとなる「いたばし学び支援プラン 2 0 2 1」を策定し、効果的な事業を展開していきたいと思っております。

まず、資料の 5 ページ目になりますが、ここに目次がございます。

計画の構成は 3 章立てといたします。

今後、この第 3 章については、重点施策ごとに具体的な事業をぶら下げていくイメージでございます。

続きまして、資料の6ページ目です。

こちらが第1章になります。

本編の1ページという形になります。

こちらのところで、少し先に行きまして、資料の9ページ目、本編の4ページになりますが、ここに計画の位置付けが載っております。

本計画は、教育基本法第17条に定める基本計画に相当し、かつ、「いたばしNo. 1実現プラン2021」とも緊密に連動するように策定し、「板橋区教育ビジョン2025」の実現に取り組むものでございます。また、「板橋区次世代育成推進行動計画」、「いたばし子ども未来応援宣言2025」等、他の個別事業計画との整合を図りながら、新しい事業の展開や、困難な課題へ集中的、計画的に対応していくものでございます。

続きまして、資料の11ページ目、本編の6ページになります。

こちらが第2章になります。

まず、「いたばし学び支援プラン2018」の取組と成果について、「板橋区教育ビジョン2025」における9つの重点施策ごとに検証し、一定の効果を上げたものや、新たな取組を必要とするものについて示しております。

この内容について、大まかに説明させていただきます。

本編の6ページ、一番目の○印のところです。

「板橋区授業スタンダード」による授業革新などにより、平成30年度に実施された全国学力・学習状況調査において、板橋区の児童生徒の学力は全国平均値に向上しております。

続きまして、電子黒板等、ICT機器を活用した授業を実施しております。

また、小学校全校の特別支援教室の整備を進めております。

さらには、教育支援センターの開設による「研究と研修の一体化」、「板橋アカデミー」を実施しております。

さらには、小学校全校で実施した「あいキッズ」において、交流・体験活動や土曜日の開所を実施しております。

また、学校支援地域本部は全校で実施の運びとなりました。

平成32年度の板橋区コミュニティ・スクールの本格導入に向け、道筋ができたと思っております。

さらには、「i-youth」の開設、中高生勉強会「学びiプレイス」の実施など、一定の効果を上げていると考えているところでございます。

続きまして、資料の18ページ目、本編の13ページをお開きいただければと思います。こちらは、社会の動向とこれからの教育ということです。

社会の動向に着目し、急激な変化が予測される社会を生き抜くために必要な力や、その力を育むための教育の役割について示しております。

続きまして、資料の20ページ目、本編の15ページになりますが、このような社会の変化を背景にして、学習指導要領について、変化するこれからの学校教育について示しております。

続きまして、資料の21ページ目、本編の16ページです

ここでは、全国的に課題になっています子どもの貧困や教員の働き方改革について、課題解決に向けた取組の必要性や重要性について示してございます。

さらに、資料の22ページ目、本編の17ページになります。

板橋区の現状とめざすべき方向ということで、社会の変化や学習指導要領の改訂等を加え、板橋区を取り巻く状況を考慮して、より効果的な取組を行う必要性について、それぞれ示してございます。

学力の定着・向上であったり、保幼小中のつながりのある教育、あるいは不登校等の対応、外国籍の子ども等の増加、子どもの居場所づくり等についてお示ししてございます。

続きまして、資料の25ページ目、本編の20ページになりますが、こちらから第3章になります。

計画における取組です。

「いたばし学び支援プラン2021」では、計画期間の3年間で、主に事業量に変化がある事業を「進行管理事業」とし、事業量が一定もしくは検討段階である事業を「その他事業」と位置付けています。

なお、板橋区が抱える教育課題やこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成に向け、1つ目は、保幼小接続・小中一貫教育の推進、2つ目は、板橋区コミュニティ・スクールの導入、3つ目は、教職員の働き方改革、これらを3つの柱として部門横断的に取り組んでまいります。こちらの3つの柱のイメージは、図にあるとおりでございます。

続きまして、資料の26ページ目、本編の21ページですが、ここに重点施策ごとの個別事業に係る検討の視点までを、現在、示してございます。

この検討の視点に基づきまして、今後、具体の事業、施策についてさらに精査をしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、今後のスケジュールです。

今後、9月28日の文教児童委員会にこの中間のまとめを報告いたしまして、さらに11月7日の教育委員会では、計画素案の決定をしていきたいと思っております。

最終的には、1月に教育委員会で原案を決定し、その結果を2月の文教児童委員会で報告をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 「いたばし学び支援プラン2018」の取組と成果が分かりやすくコンパクトにまとめられていて、大変良かったと思います。

現在、私たちは平成30年度の二次評価に取り組んでいるところですが、皆さんの努力により、目に見える形で様々な成果があらわれていることは大変素晴らしいと思います。

そこで、内容についてですが、重点施策の取組と成果のところ、本編の11ペ

ージにある重施策点8、生涯学習社会へ向けた取組の充実の中の「図書館サポーターの創設」というところですが、平成30年度の一次評価を拝見すると、新制度の周知、それからサポーター活動に必要な内容で講座を実施して、新制度への移行手続きを行うとなっていて、実際にサポーター制度が開始されるのは31年度からとなっている一方で、ここで「サポーター制度の創設」としているのですが、「創設」という表現がふさわしいのかどうか気がなりました。

それから、2つ目が本編の12ページ、重点施策9のところです。

家庭における教育力向上への支援というところで、家庭教育支援チームのところ、これがモデル実施しましたと書かれているのですが、今後、この実施の見通しが立っているのかどうかをお伺いしたいと思います。

続いて、本編の16ページです。

6つの視点というところですが、これは学習指導要領の改訂に伴う文書の中に書かれているものなののでしょうか。それとも、独自につくったものなののでしょうか。そこがよく分からないのですが、⑤の「子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか」というところで、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導として、障がいのある児童生徒、外国籍の児童生徒、不登校児童生徒の実態に応じた支援を行うということで、ここに書かれていない場合でも、配慮を必要とするようなものがあるのではないかなと思いました。

ですから、ここの記載は、「など」というような言葉を1つ付けて、ここに書かれていないものも、問題が生じたときには考えていけるようなところが必要なのかなと感じました。

以上、内容については3点です。

教 育 長 それでは、はじめに中央図書館長からお願いします。

中央図書館長 「サポーター制度の創設」という表記のことにつきましては、ご指摘のとおり、今年度から、ボランティア制度というものがあまして、その移行説明会などを開いて、順次、養成等を進めているところでございます。

31年の4月に移行という形になりまして、この計画期間における創設という位置付けでこういう表記にさせていただければなと思ひまして、決めたところでございます。

地域教育力推進課長 2つ目の家庭教育支援チームの件でございますが、今年度、モデル実施をするという計画で動いておりますので、この計画の中の記述についてはこのように、今の段階ではさせていただいております。

また、家庭教育支援チームを具体的にこのような形で行うということについては、お示しできる段階で、別途お示しをさせていただきたいと思っております。

教育総務課長 6つの視点というところにつきまして、私から説明させていただきます。
まず、学習指導要領の関係で、これは独自のものなのか、国のものなのかとい

うところですが、基本的には国のものをより分かりやすく整理した形となっております。

また、先ほどの⑤のところですが、当然、そのようなご配慮は必要なのかなと思いますので、「など」の部分についての内容を検討しつつ、表記については、「など」を入れたいと思います。

高野委員 よろしくをお願いします。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

松澤委員 特に内容についてではないのですが、本編の8ページ、重点施策3の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」についてですが、このプランが2019年から2021年の3年間の施策ということで、これからつくっていくのであれば、もっと具体的なものがあった方が良いのではないかなと思いました。

外国の方がたくさん見えるということは予想されていますので、それに対してのボランティアをはじめとした様々なことに対して、板橋区としてこのようなことを予定しているというものがあれば、その確実なものを決定して載せるというよりも、予定している内容の文言を1つ載せていただいて、各学校の校長先生などがそれに基づいて、学校単位で何かできることがあったら対応していただくということは感じましたので、検討していただければと感じました。

また、それに伴って、重点施策2にもつながってくる、そうした外国の方とのふれあいなどを通じて、豊かな人間性のところにもつながってくるのかなと感じました。

次に、重点施策7、地域による学び支援活動の促進について、コミュニティ・スクールの導入の年にも関係してくるのかなと思ったので、それについても、もう少し分厚くしていただくということも、板橋区の意味といいますか、そういうものをあらわしていただいても良いのではないかなと感じました。

さらに、板橋区の現状というところ、現状とめざすべき方向というところがあったのですが、その中で私が感じたのは、不登校の対応というところと外国籍の子どもの増加、子どもの居場所づくり、家庭状況の変化、子どもの貧困、職員の長時間労働など、数は多いのですが、今までとこれから、また大きく変わってくる点なのかなと感じたのですが、この記載の順番というのは、重点施策の順番に合わせて並んでいるのかなと感じたのですが、その辺り、何かご配慮があるのかなと思いました、いかがでしょうか。

教育総務課長 まず、重点施策3のオリンピック・パラリンピック関係ですが、現在、区長部局で鋭意検討されています。教育と連携する部分については、同じように計画策定を進めていますので、積極的に書き込めるよう、今後、調整してまいりたいと思います。

さらには、この部分が重点施策2につながるという部分でいいますと、重点施策間のつながりについても意識した書きぶりも必要なのかなと思いますので、そのような形で整理させていただきたいと思います。

続きまして、重点施策7についてです。

コミュニティ・スクールのところですが、現在でも、様々な取組をしていますが、今後3年間で、さらに検討を進めて、何を具体的に取るのかというところを調整していきたいと思っております。

それと、板橋区の現状とめざすべき方向性についてですが、順番につきましては、重点施策の体系ごとの順番という形になっております。その意味では、何が重い、何が軽いというようなところでの順番付けではありません。あくまでも計画体系ごとの並びになっており、どのような形が一番分かりやすくアピールできるのかということも含めまして、検討を深めさせていただければと思います。

以上です。

青木委員 私からは、2つお聞きしたいと思います。

まず、重点施策6、安全・安心な教育の推進と学校環境の整備というところがございます。

安全教育の中では、危険予知などの教育はすでに十分に検討されていると思います。

昨今、「サイバーセキュリティ」というキーワードが話題になっています。

これが非常に大事な点は、これからプログラミング教育等を含めて、インターネットを使って、タブレット、ICTというものは書いてあるとおりののですが、これでインターネットにアクセスすることが多くなっていくのと同時に、場合によってはインターネットにつなぐことで、様々な犯罪の可能性が出てくるのが懸念されます。

これに対して、抑止といいますか、フィルタリングというものもあるのですが、昨今、千葉県などでは、サイバーパトロールという推進事業を立ち上げていて、その中で、地域の大学や研究施設などが常にネット関係を見張っていて、子どもたちが知らず知らずのうちに犯罪に入っていくところを抑制したいという動きが非常に強くなってきております。

ここでは千葉県警ですが、地域の警察と締結して、できるだけ多くの人たちがネットのパトロールをした方が良いということで、ある程度技術を身につけた大学院や若い研究者等がネット犯罪を事前に抑止するというような動きを始めております。

板橋区の中でもそうしたところで、大学等、研究所と組めますので、できればその辺りの方たちのご協力、ご支援もいただいて、「サイバーセキュリティ」というキーワードも1つ、安全教育の中に入れ込んで意識していただくと、子どもたちは知らず知らずのうちに、犯罪という認識もなくそういうところにはまっていってしまうことも考えられます。

いじめに対しては、当然に色々な取組をされていると思うのですが、犯罪の予

測や予知というところには、小学生はもちろんですが、中学生であってもなかなか認識ができないと思いますので、この辺りをある程度、大人たちが抑止してあげられるような、教育はもちろんのこと、具体的にそれをブロックするような取組を、安全教育の中で意識していただければ良いのではないかなと思いました。

もう1つが、これはもう当たり前のことなのですが、様々なものがエビデンスといわれるもの、要するに結果重視というものになってきております。

特に教育などのところでは、やった結果はどうだったのかということが非常に強く求められているところがございます。

まとめるときに大事なのは、今、データサイエンスと世の中で言われている方法でして、どの切り口から見たのかというところが重要で、アンケート1つを取るにしても、アンケートの項目などの立て方、ここの捉え方1つで非常に効果が上がったように見せることもできますし、逆に、すごく要点を見つけるような、通り一辺倒のアンケートというものから、もうひと工夫する必要があるのかなというところが、実際、教育の現場にかかわってきて強く感じているところです。

この辺りを含めて、板橋区の良いところ、それから良くなってきているところをアピールできるような、データサイエンスといいますか、分析、アンケート調査をしていただけると、ますますこの辺りの効果というものが目に見えるものになってくるのかなと思います。その辺り、ご検討いただければと思います。

指導室長 ありがとうございます。1つは、ご心配いただいておりますネットパトロールですが、業者と提携しておりますので、子どもたちの書き込み、あるいは学校に対する書き込み等については、毎月、定期的に検索をかけながら、学校に情報提供しているところです。

それと、子どもたちが実際スマートフォンを持っている割合が非常に高かったり、日常的に使っているのが現状ですので、そうしたところは校長会などと連携しながら、SNSの学校ルールというものをつくったり、各ご家庭でのルールづくりというところを徹底してはおりますが、ご心配いただいております、技術革新が私どもの想像をはるかに超えたスピードで進んでおりますので、その辺りはやはり先行研究といいますか、専門的な大学等にもご協力いただけるのであれば、そのお力をお借りしながら、子どもたちの安全を守っていくとともに、子どもたち自身がきちんと未然防止であったり、善悪の判断をつけながら行動をとれるような力を身に付けさせていきたいと思っております。ありがとうございます。

青木委員 ぜひよろしく申し上げます。大学や研究所というところは、世界中から入ってくる情報があるので、ある国から新しい、例えばウイルスですとか、良くないファイルを添付してくるなどの情報が比較的早く入ってくるので、学校現場にも早目にその情報が入ってきて、対策がとれると良いなと思っておりますので申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

教育総務課長 エビデンスベース、結果や成果の見える化というところは、まさに私たちの課

題だと思っています。

その中で、アンケートの活用ということでご提案がありましたので、各事業について、そうしたような取組ができるかどうかについて意識しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

教 育 長 私からも何点かお願いしたいなと思っていますが、全体の構成はとても分かりやすく、特に後半の方の社会の流れ、世の中、「Society 5.0」というような捉え方ですとか、人生100年時代という話は、まさに今が旬な部分というようなところを取り上げていただいています。

また、学習指導要領がちょうど改訂になるというところも非常に分かりやすく、さらには、板橋区の現状というところも、項目立てがきちんとされていて、内容もしつこくなくて良いなと思っています。

そうした中で、1つ目は、資料の本編の8ページにありますが、オリンピック・パラリンピック教育については、恐らく多くの学校で様々な取組をされているという中で、板橋区としてはどうしていくのか。

2020年以降、レガシーというような形、こうしたことを今後どうしていくのかという辺りが後段に出てくると良いかなと思いました。

それから、その後の「いたばしライフスタイル」、子どもの健康づくり事業、これは私も非常に期待しているところです。

家庭教育、保護者も巻き込んで、板橋区の子どもたちの心身の健康というところで、3つの学校が（株）タニタと連携して進めているというところは、ぜひとも板橋区の小学生、あるいは幼児を含めた健康づくりに役立つ方向性を強く打ち出していきたいなと思っています。

それから、先日も視察に行ってきたのですが、英語村についてです。

これも生涯学習課で進めていただいているのですが、私は小学生コースを見に行ったのですが、大変良い事業で、東京都も「GLOBAL GATEWAY」という事業、これはまた、とてもすばらしい環境なのですが、板橋区版英語村は身近なところで外国の方と接する機会というところで、小学生の希望が非常に多いということ、この辺りは予算の関係もあったりするのですが、できるだけ裾野が広がるような対策をお願いしたいなと思っています。

それから、本編の11ページですが、重点施策8、生涯学習社会へ向けた取組の充実というところで、昨今、「リカレント教育」という言葉が再浮上してきているのかなと思います。これは人生100年時代というところも含めてだと思うのですが、板橋区ではグリーンカレッジというものが行われています。そうしたところとの兼ね合い、それからまなぼーとでの自主的な企画・運営というようなところ、こうしたものに我々はえてして学校教育ということで、幼児から、児童生徒というところなのですが、やはり生涯学習というところでのリカレント教育のあり方のようなものを、少し系統立てて捉えていく必要があるのかなということをおもいました。

続いて、本編の12ページで、広報活動の充実ということで、教育広報やいた

ばし教育チャンネルもつくっていただいています。

これは、紙ベースであるというところから、やはりSNSというところに移行していく時期ではないかなと思いました。紙ベースは紙ベースで残しつつも、それをうまくソーシャルネットワークサービスにつなげていくような転換がないと、やはり教育委員会の施策が各家庭に入っていくかない、玄関前でとどまって、そこから入っていくかないというようなところがある気がしています。

そして、本編の14ページに、これはとても重要なところで、「Society 5.0」の懇談会の答申の中にある求められる力、3つあります。

この中で、トップにある「文章や情報を正確に読み解き対話する力」というものが、板橋区の今後の子どもたちの資質を高める、読み解く力というところと非常にリンクしています。

それから、2番目の「科学的に思考・吟味し活用する力」というものも、ロジカルなシンキングというところも含めてあります。

それから、「価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探求力」、こうしたものは、AI等ではでき得ない、人間ならではの魅力というところでの取扱いをしているので、この辺りをこれから板橋区の求めていく資質・能力とどうリンクさせていくのかというところは、とても重要な部分なのかなと思っています。

また、同時に、これは青木委員がずっと以前からお話ししている、STEM教育、今では、STEAM教育となっていますが、そのあり方というのが、すぐにはできないと思うのですが、これからどのように絡ませていくのかなというところを感じているところです。

色々とお話しさせていただきましたが、とても整理されて、分かりやすいところですので、これを使って、今度は第3章以降に、どのような具体的な取組例を出すのかというところで、ご参考にさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

教育総務課長 上野委員から、ご意見をいただいています。

「板橋区教育ビジョン2025」のめざす人間像は大変すばらしいと思います。これらをどのように現場で実践するかという点が重要と考えます。児童生徒と日ごろから向き合っている先生方の声を反映されるよう希望いたします。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。では、お諮りします。日程第二 議案第32号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・平成30年7月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成30年7月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、「指－1」の資料をご覧ください。

はじめに、1、正規職員についてです。

7月末の教職員数は、括弧内の休職者なども含めまして、総勢1,855人です。先月と比較しまして、1名減となっております。

休職者数ですが、全体としまして107人で、先月と比較しまして、2名増となっております。

2、期限付任用教員ですが、7月末の数は31人で、6月末時点より1名増となっております。

以上です。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、報告いたします。

資料は、「総－1」をご覧ください。

はじめに、一般職員・再任用職員・再雇用職員の、平成30年7月31日現在の職員数です。

今月末は160人で、前月に比べまして、1名減となっております。

内容についてですが、事務の再任用短時間職員が、7月15日付で退職されておりまして、その欠員でございます。欠員に対しましては、8月1日付で非常勤職員である学校運営員を採用し、補充しているところでございます。

続きまして、資料の2ページ、非常勤職員です。

こちらは、まず、表の上段からです。

学校運営員が2名増となっております。また、中段のところ、特別支援学級介添員も1名増でございます。

一方で、中段から下段の方になりますが、スクールソーシャルワーカーが1名減となっております。ただし、この欠員については、8月1日に既に採用されております。

その次の段、学校栄養士、1名減でございます。

以上の差引きで、1名増の796人となっております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 スクールソーシャルワーカーについて、1名減って、すぐにまた採用されたというご説明でしたが、勤務を続けて行えないなど、何か理由があるのでしょうか。

教育支援センター所長 今回のケースにつきましては、家庭の事情でどうしても続けることができないということですから、退職に合わせて採用したような次第でございます。勤務についての不満などについては、お聞きしておりません。

高野委員 同じ方がやめられて、すぐに復帰されたということではないのですね。

教育支援センター所長 今回、新たな方を採用しております。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要【速報値】について

(指-2・指導室)

教育長 それでは、報告2「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要【速報値】」につきまして、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-2」をご覧ください。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要についてご報告いたします。

今回の資料は、東京都教育委員会を通して文部科学省に提出した速報値になりますので、本区のデータは平成29年度までのものですが、東京都や国のデータにつきましては、28年度のものとなっております。

初めに、資料の左側の暴力行為の状況をご覧ください。

暴力行為全体の発生件数は、小学校80件、中学校103件で、28年度に比べ、小学校は41件増え、中学校は35件減っております。

小学校の増加の原因についてですが、同調査のいじめの件数が大きく関係しております。

今年度、東京都教育委員会より、いじめのうち、「ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする」等につきましては、暴力行為として計上するよう指導を受け、見直しを図ったためでございます。

加害児童生徒数は、小学校は67人、中学校は109人で、28年度より、小学校は55人増え、中学校は51人減っております。

小学校で、発生件数80件より加害児童数67人が少ないのは、1人の児童が複数の暴力行為に加害児童として関わっている事案があるためです。

また、中学校で、発生件数103件より加害生徒数109人が多いのは、1件の暴力行為に複数の生徒が加害生徒として関わっている事案があるためです。

暴力行為の暴力の4つの分類ごとに見ていきますと、対教師暴力につきましては、小学校で増加しています。

小学校の発生件数23件に対し、被害教師数は15人になっています。

これは、カウントの仕方として、例えば1人の児童が同じ教師に対して3回、対教師暴力を起こした場合、発生件数3、加害児童1、被害教師1とカウントするためです。

対教師暴力が小学校で増加した理由は、教師が児童を指導する際に、児童が自分の感情をうまくコントロールできないことが考えられます。

例えば、教員から指導されたことにより、児童がパニックになり、教員に暴力を振るった。あるいは、家庭や友人関係によるストレスから、ささいなことで突然怒り、落ち着かせようと近づいた教員に暴力を振るったなどです。

このような事案に対しまして、各小学校では、児童に対してイライラした際の心の落ち着かせ方を丁寧に伝え続けること、あるいは指導する場を他の児童がいない場にする等の対応を図っております。

生徒間暴力につきましては、小学校において、発生件数が19件、加害児童数が28人増えました。中学校では、発生件数が21件減り、加害生徒数が46人減っています。

小学校の増加につきましては、これまで学校が暴力行為とは捉えていなかったことにつきましても、定義に照らし合わせて暴力行為に当たるということで、暴力行為に対して一層鋭敏になったと受け止めています。

1つ飛びまして、器物損壊につきましては、中学校の発生件数は13件減少していますが、小学校の発生件数は11件増加しております。

器物損壊が小学校で増加した理由につきましては、例えば自分の感情をうまくコントロールすることができず、物に当たってしまう児童が増えたことが考えられます。

例えば、児童が教員の指導を受け入れられないことや、家庭や友人関係のストレスからイライラを抑え切れず、教室の扉を蹴り壊してしまった。あるいは、磁石で遊んでいるうちに、突然、時計目がけて投げてしまい、時計を壊してしまったなどです。各学校では、興奮した際にクールダウンできるスペースを用意するなど、対応を図っているところでございます。

次に、資料の中央、いじめの状況についてです。

今回の調査では、認知件数が、小学校は1,760件、中学校は267件となり、28年度と比べて、小学校は705件、中学校は9件増加しています。

これは、「板橋区立学校学級安定化対策事業」、いわゆる「hyper-U」の結果をもとに、個人の内面や学級集団の状況を把握し、課題がある児童生徒に教員が積極的に声掛けを行うなど、いじめの早期発見に学校が努めた結果と

捉えています。また、教員のいじめに対する正しい認識が深まったことで、軽微な事例もいじめと捉えて、丁寧に対応していると言えます。

今後も、生活指導主任研修や校長会等を通じて、法によるいじめの認識を確認するよう、繰り返し啓発していきます。

解消率につきましては、小学校は92.5%、中学校は92.1%です。

昨年度に比べますと、小学校、中学校ともに上がっています。

今後も組織的に、丁寧に対応するとともに、いじめの見逃しゼロという視点も一層重視する必要があると考えております。

最後に、資料の右側、不登校の状況についてです。

不登校の出現率は、小学校は0.77%で、28年度より増加しており、28年度の東京都や国の平均値よりも高い状況にあります。

中学校は4.11%と、28年度よりは減少しておりますが、いまだ深刻な状況にあります。

学校復帰率につきましては、小学校は34.6%となり、28年度に比べて減少しています。中学校の学校復帰率は14.2%で、こちらも28年度より減少しました。

小学校の不登校の出現率の増加の原因は、調査方法の変更が挙げられます。

これまでの調査では欠席理由が病気あるいは不登校など、2つ以上ある場合はその他に計上していました。しかし、29年度の調査から、病気または不登校、どちらかを判断し、計上するようになりました。

今までその他に含まれていた、理由が複合的である長期欠席者が不登校として捉えられるようになったことが増加の原因として挙げられています。

不登校の要因につきましては、小学校も中学校も家庭に係る状況が最も多く、次いでいじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振の順になっております。

最も多い、家庭に係る状況とは、家庭の生活環境の急激な変化、あるいは親子関係をめぐる問題、家庭内不和などです。

不登校の背景としましては、本人、家庭、学校に係る様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、さらに、その背景には一部のご家庭ではございますが、学びの場としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者、児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化の影響が少なからず存在していると考えております。

中学校の復帰率の減少の理由としましては、小学校からの不登校が継続している等、重篤なケースでは復帰に結び付かないことが考えられています。

または、不登校生徒にとって、フレンドセンターが思っていたものと違ったため、フレンドセンターに通えていないということ。または、中には学校の呼びかけや家庭訪問に対して非協力的な家庭や保護者が増えてきているという声も学校からは聞いております。

さらに、学校が不登校児童生徒の復帰の判断を簡単にしなくなったことです。

学校は一人一人の児童生徒が不登校になったきっかけや、継続理由を的確に把握し、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

一等が連携し、児童生徒や保護者と話し合うなどして、その子どもに合ったきめ細やかな指導、対応をしています。

その中で、1、2学期は学校に登校できなかった子どもが、3学期は週1回程度登校できるようになった場合でも、すぐには復帰とは捉えず、定期的、継続的に安定してきた場合に復帰として捉えるようになりました。

今後の対策としましては、不登校の未然防止のために、現在取り組んでいる板橋区授業スタンダードによる授業の質の向上、hyper-QUなどを活用し、子どもたちにとって、安全・安心で魅力的な学校環境づくりに努めてまいります。

また、不登校は要因や背景が多様であり、学校のみで取り組むことが困難な場合が多いということから、学校への支援体制や関係機関との連携、あるいはネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策にも力を入れていきます。

具体的には、学びのエリアでの連携、一貫した取組、フレンドセンターやまなぼーとにおける児童生徒の状態に応じた居場所づくりを行っており、今後もその充実に努めてまいります。

また、不登校対策特別委員会が作成している不登校対策のリーフレットや、個別の指導計画の活用、スクールソーシャルワーカーを含めた教育支援センターとの連携強化など、既存の体制、または新たな取組について確実に実行していくことが必要と考えております。

資料についての説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 2つの問題があると思っております。いじめについては、だいぶ解決の策が見えてきているのかなというところは感じておりますが、不登校の問題というものがあまして、こちらについては、各学校の単位で動くということよりも、板橋区全体でどのような子どもが不登校になっているのかという原因を全部の学校から集めて、それで対策を練っていただいた方が良いのではないかなと思います。そして、対策を練ったものを各学校に振っていくような、もう少し大きな単位で取り組んでいただいた方がより良くなるのではないかなと感じました。

低年齢化が進んでいるので、不登校もそうなのですが、暴力行為の方が重大な問題だと認識しております。その中で、特に小学校で増えているところです。小学校の低学年なのか、中学年なのか、高学年なのかということと、特に教師への暴力について、その教師が女性なのか、男性なのか、年齢はおいくつくらいの方なのか、その辺りも分析していただくと、例えば、女性の若い新人の教師の方が狙われていたりというような傾向もあるのではないかなと感じております。

男性のとても強そうな先生に対して暴力を振るっているのか、それとも女性の本当に新しい先生に対して暴力を振るっているのかということも調べていただくと、先生がせっかく良い能力を持っていたり、力があるような先生が、何年かでこうした問題でやめていかれるケースもあるのではないかなと感じております。ここでは詳しくは分かりませんが、そうしたことも含めて、暴力に対しては、

非常に厳しく対応していただきたいなと思います。

そして、この暴力というものは、ただ殴る、蹴るといったような肉体的な暴力だけではなく、言葉の暴力というものもあります。

例えば、小学校に入りたての子どもが、ある子どもに、「死ね」ですとか、「おまえは何とかだ」というようなことを言われてしまったときに、言われた子どもは、本当に学校に行きたいとは思わなくなってしまうケースもありますので、そうした言葉の暴力、特に低学年、3年生以下の方はそうした言葉の暴力についても、肉体的な暴力と同じだと伝えていただくと良いのかなと思います。

そして、最後に生徒間暴力のことについてですが、生徒と生徒でふざけていたときに大けがをしてしまったというケースなどもあるかと思しますので、そうした方は、例えば、それが暴力なのか、それとも本当にふざけていた事故なのかということも含めて、一番良くないのは、悪気がなくてそういうことをしてしまった結果、事故になり、相手方にけがをさせてしまったというケースもあるかと思しますので、そうした場合も、非常に厳しいですが、やはり加害者になった子どもも、被害者になった子どもも、両方とも傷ついてしまう事例だと思いますので、その辺りも注意していただきたいと思います。

そして、例えば、そうした事件といいますか、事故を起こしたような生徒たちが、学校を変わられてしまうケースもあるかと思しますので、そうしたことも学校側ではしっかりと把握していただいて、学校を変わられてしまうと、そこから先はどうにも対応ができなくなってしまうので、そうしたケースもあるかと思しますので、やはりその後の対応ですとか、例えば、そうしたものを、こうした事例があったということを全部の学校の先生方に共有して、そういうときには、例えば保護者の方にもご理解をいただく、地域の方にもご理解をいただく、こうしたことがあったということを、匿名でも良いので、それをなくしていくということが必要なのではないかなと考えます。

暴力行為については、先生が子どもたちに対して手を出すことは決してできないので、暴力行為を止める作業ということも非常に難しいのかなと思っておりますので、その辺りの対応について、先生方に、そうしたことが起こった場合に、先ほども室長がおっしゃっていたように、例えば、個別に校長室に連れて行って落ち着かせるとか、そうした対策があるようでしたら、その辺りも含めて、特に若い先生が多い学校などは気を付けていただくと、担任の先生1人でそうした問題を抱えてしまうというのが一番難しい問題だと思いますので、今後も対応していただければ良いかなと思っております。

指導室長 ありがとうございます。まず、不登校につきましては、区としましても大変大きな課題だと捉えておりますので、総合的なこと、様々なことを踏まえながら、対策については色々と考えていきたいと思っております。

それから、暴力行為につきましては、調査をかけている形の中では、学年であったり、性別であったり、年齢であったりと、そこまでは行っておりません。

ただし、小学校でこれだけ暴力ケースが大きく増えているということは大き

な事実ですので、細かく調査をかけさせていただいて、分析して、学校と相談しながら対策を考えていきたいと思っています。

それと、松澤委員のお話にありましており、言葉の暴力につきましては、ここに数字は出てきませんが、指導室長としては、やはり言葉の暴力の方が問題だと思っています。

その延長上に、こうした有形的な暴力が存在しているのではないかなとも思っていますので、生活指導上の問題なのか、学校全体の心の問題なのかということも含めながら、学校と連携しながら、対応を考えていきたいと思っています。

また、生徒間暴力等につきましても、一応、調査上は友達同士でふざけていても、特定の子どもを集中的にやるというものにつきましては生徒間暴力として計上するというような一定の枠組みはあります。ただし、その辺りのところは、また学校にきちんと調査の段階で、調査の仕方について、周知徹底を図ってきたいと思います。

こうした子どもの情報につきましては、生活指導主任研修会というものを実施しております。その中で、各学校の中で起きているもの、あるいは学校間で起きている事案につきまして、情報を共有する場面もございますので、そうしたところを今後も活発に活用していきながら、たとえ転校したとしても、その子どもについての指導が継続できるように、配慮していきたいと思っています。

最後に、このような事案に対して、先生方に何ができるのかということなのですが、大前提としては、体罰であったり、不適切な指導は、これはだめだと指導しています。ただし、研修の中でも、例えばそうした子どもたちがいた場合、あるいは、そうした事案が起きた場合、先生方がどこまでの対処が許されるのか、どのような指導をするのかということころは、同じように研修の中でも内容に含んでおります。

例えば、別室に連れて行くですとか、複数の教員で指導に当たるですとか、そうした対応も改めて学校には周知しながら、先生たち自身のこと守る必要があると思っていますので、そのような取組に、今後、力を入れていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

高野委員 私もこの調査で、暴力行為の小学校の方の増え方に本当に驚きました。調査方法が変わったという理由ももちろんあると思うのですが、実際にも、学校現場でこういうことが増えているのかなというところを、率直にお聞きしたいなと思いました。子どもの心が荒れているのかなと心配になってきました。

hyper-QUなどを活用して、子どもの心の動きをしっかりと把握させていただいて、小学校の発生学校数が14校増えているというのですが、調査の方法にもよるのかとは思いますが、実際にそういう事件が多く起きている学校もいくつかあるのかなとは思いますが、そういうところには重点的に色々な支援をしていって、解決に向けて動いていただきたいと思います。

不登校については、室長のお話の中にも、家庭での不登校に対する捉え方、学

校に戻らなければいけない、復帰しなければいけないというように考えていない方も増えているというのは、よくテレビなどで不登校の子どもたちを取り上げた番組などを見ていても、学校に復帰することだけが解決の道ではないというような取り上げ方をしている番組もたくさんありました。

板橋区では、まなぼーとやフレンドセンターがありますが、フレンドセンターについて、中学生が制服を着て行かなくても良いこと、登校時間についてもかなりゆるめたことなどからも、子どもたちが戻りやすいよう、まずはそのきっかけとなるような働きかけに変わってきたことは良かったと思います。

何かのきっかけをつくって、本当は学校に戻っていただきたいのですが、必ずしもそれだけではなくて、そこまでのステップとして、家から出ていけるような環境というものをこれからもつくってあげてほしいと思います。

学校を訪問するとよく、ずっと来られなかったが、修学旅行があるから来たとか、運動会の練習が始まったので来たとかというようなお話を伺うので、実際に来たい、学校に復帰したいなどと思っている子どもたちも、そうした行事などをきっかけに、復帰するチャンスがあるのかなとも思いますので、先生方にはこれからも細かく、大変だとは思いますが、子どもたちを見ていただきたいと思います。

また、地域や学校以外でも、どのような形で支援していけるのか、どんどん具体的な要望みたいなものが学校サイドから出てきて、それに地域が応えていけるような話合いも必要かなと思っています。

青木委員 結論から言いますと、教育の現場でできることは限られていると、私は思っています。

全部が全部、教育の現場でというのは絶対に無理だというのは、皆さん、ご承知のとおりなので、優先順位を付けるとすると、例えば、暴力行為であれば、実際に家庭教育で、こういうことはいけないとしつけられてきていない子どももいるのではないかと私は思っています。

ですから、教師が厳然と、これは良くないことだという形で指導した後に、繰り返してしまう子どもたちが、どのくらいいるのかというデータが重要なのではないかなと思います。

1回くらいで、これはいけないことだと認識した子どもが、それでやめているとすれば、これは教育効果があったことと見れば良いわけで、これは数だけですが、そこまで見られていないと思うので、その辺りを少し追いかけてもらいたいという気がしています。それから、不登校に関しても、これは家庭の状況というところを大いに反映しているというのは間違いないと思います。

それでは、教育には何ができるのかといたら、学習についてこれなくて不登校になったような子ども、これは学力的にケアしないといけないですね。それ以外では、家庭の問題というものが、多分にあると私は思っているので、これは学校現場でできることには限界があるので、それこそ地域の方たちですとか、先ほどのまなぼーとですとか、そうしたところで区全体としての取組が必要なの

かなと思っていて、その辺りを一体となってやっていけると良いのかなと思っていて、先生方に全てのものがかぶさってくるというのは、やはりつらいのではないかと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、私から1つだけ質問ですが、例えば、暴力行為も含めてですが、学校間の格差というものがあるのではないかと思います。これは不登校も含めてですが、例えば、不登校の出現率、あるいは学校復帰率、それから、ここを見ると、例えば、対教師暴力は小中学校で各4校ですよね。こうした学校と横の、負のつながりのようなものも含めて、どうお考えでしょうか。

指 導 室 長 例えば、不登校につきましても、学校間格差はかなりあると思います。

例えば、小学校ですと、学校規模にもよるのですが、不登校がゼロという学校もあれば、不登校の出現率が2%を超えている小学校もあります。

中学校につきましても、これも学校規模にもよるので一概に数だけでは判断できないところはあるのですが、不登校の出現率が1%を切っている学校もある一方で、8%を超えている学校もあります。

そうした意味では、学校が置かれている状況がかなり違うとは思いますが、格差があるのは事実だと思います。

教 育 長 そうであるならば、教育委員会としては、不登校の出現率の高い学校をフォローアップしていくというような姿勢を示していかないと、青木委員がおっしゃったように、教師がその問題を背負ってしまうという、意識として教員が何とかしようと思うのは大切なことだと思うのですが、そこを家庭、地域、そして教育委員会事務局がバックアップしていくという姿勢を見せていくことも大事なかなと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

それから、対教師暴力について、小中学校とも4校あるわけですが、こうした学校にはきちんとヒアリングをしていただきたいと思います。

また、例えば、教師がけがをした場合には、これは公務災害扱いにするのかという話が上がってきますよね。

それでも、教師としては、子どもにやられたということで、あえてオープンにしないというようなことがあるとすれば、ここはきちんと保護者にもそうした状況は伝えていくというような姿勢をもっていけないと、先生方がやられっ放しになってしまうというのは決して良い状況ではないと思っています。

松 澤 委 員 今、教育長がおっしゃったように、不登校の問題も、例えば、子どもが孤立しないように、友人たちがいるということが支えになっている子どももいらっしゃると思います。

これは、先生にも当てはまることだと思っております、担任の先生だけが孤

立してしまう、問題が外に漏れないようにといたしますか、子どものせいにしたくないという先生の配慮や責任感というものがあると思います。

ですが、そうすることが子どもにとって、また問題を起こす原因になってしまう可能性があるということも含めて、管理職の先生、特に上に立っていらっしゃる方には、そうした先生ほど孤立させないよう、よく様子を見てあげることによって、先ほど教育長がおっしゃったような、先生がそこで、自分がけがをしているのにそれを隠してしまうというようことを回避することができるのではないかなと思います。

ですから、先生がそれは良くないことだからということで、校長先生が、例えば、緊急の保護者会を開く。そして保護者全員に、こういう事件があったということ伝える。こうした場合、名前は出さなくても、保護者の皆さんは、それが誰のお子さんなのかは分かっていると思いますが、それはあえてやった方がこれからの時代は逆にオープンにした方が保護者も安心するのではないかなと思います。

こういうことが学校で今起きている。だから、保護者の皆さんも、お子さんにこういうことをお伝えくださいということ共有していく時代に入ってきているのだと思います。

事実をインターネットなどで皆さん知っているわけです。でも、学校は隠そうとして、先生も、私が我慢すればという思いになってしまう。でも、皆さんが知っていて、保護者も知っているというのが現状だと思いますので、そういうことをオープンに、堂々と、校長先生なり、担任の先生なりが、そういうことがあったと、先生の能力が低いからそういうことがあったということではないということをお伝えする良い機会になると思います。

こうしたことが実際に板橋区内でも、いくつかの学校であるということが分かっている以上は、その先生方を今度は守ってあげる必要もあるのではないかなと思います。それが子どもたちのためにもなりますし、保護者のためにもなるのではないかなと思うので、そうしたことをしていただきたいなと思います。

教 育 長 よろしくお願ひします。

教育総務課長 上野委員からコメントをいただいておりますので、お伝えします。

昨年に比べ、暴力行為、いじめ、不登校の全てにおいて小学校が増加していることに大変胸を痛めます。不登校児童173名は、解決できることなく、中学校でも不登校になる現実があるとすれば、教育委員会として一番重要な課題に思います。

また、一人一人の解決は無論ですが、今後の防止策としても現時点で学校に向かえない子どもたちの心の声を聴ける教育委員会であってほしいと切に願うとともに、教育者として私自身も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

3. 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果と分析（概要版）について

（指－3・指導室）

教 育 長 それでは、報告3「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果と分析（概要版）」につきまして、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指－3」をご覧ください。

「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果と分析」と件名がついておりますが、速報値をお知らせするという意味で今日のご理解いただけるとありがたいです。

実施日は、平成30年4月17日。

対象は、小学校6年生、中学校3年生です。

調査の内容ですが、教科に関する調査、それと生活習慣や、学習環境等に関する質問紙の調査がございました。

教科に関する調査につきましては、いわゆるA問題というのは、主として知識に関する問題、B問題というのが、主として活用に関する問題を取り扱っているものでございます。

資料の左下をご覧ください。

教科に関する調査結果です。

例えば、小学校は、国語Aにつきましては、区の平均正答率が73.3%、国が70.7%。差の2.6%というのは、板橋区の方が2.6ポイント高かったというようにご覧ください。また、同じ表の右側には、過去4年間分。平成29年度、28年度、27年度のものが載っております。

こうしますと、この4年間で、相対的ですが、各教科、数値が改善されていること、そして、この30年度の結果を見ますと、理科については、3年に1回だけの実施ですのでプラスにはなりません、小学校で見ますと、国語A、国語B、算数A、算数Bにつきましては、全国の平均値を上回っているという結果を得ることができました。

同様に、その右にあります中学校をご覧ください。

同様に、27年度、このときは全てが全国の平均値に届かないという状況だったのですが、30年度の結果を見ますと、国語Aが若干、0.5ポイント追いつかない状況ではありますが、国語B、数学A、数学Bにつきましては、全国の平均値を上回る結果を得ることができました。

資料の右半分には、平均正答数の分布図を全国並びに東京都と比較したグラフを載せさせていただいております。細かい分析等につきましては、今、実施しております、あわせて報告書とともに、改めてご説明をさせていただく機会を設けようと思っております。

各学校では、これから2学期が始まりますので、各学校での個に応じた指導、あるいは授業改善をするために、この全国、あるいは東京都、あるいは板橋区の

平均値をお渡しして、各学校での授業改善に役立てられるようにと考えております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 大阪北部の地震を踏まえたブロック塀の対応状況について

(新-1・新しい学校づくり課・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告4「大阪北部の地震を踏まえたブロック塀の対応状況」につきまして、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 それでは、「新-1」の資料をご覧ください。

大阪北部の地震を踏まえたブロック塀の対応状況についてでございます。

これまでもご報告をしてきてございますが、大阪北部の地震を受けまして、児童が亡くなるという事故がございました。これを踏まえまして、区内の学校におけるブロック塀等につきましても点検を実施してきてございます。

また、その点検の結果に基づきまして、危険性があるブロック塀につきましても、ブロック塀の撤去、新しいフェンスの設置、もしくはブロック塀の補強というような方針を立てて取組を行ってきているところでございます。

資料の2ページ目をご覧ください。

8月20日現在の取組状況を記載させていただいてございます。

まず、既に対策工事が完了している学校が4校ございます。7月31日から8月17日までの間に4校が既に終了しているところでございます。

また、現在、工事中の学校が9校ございます。一番早いところでは、板橋第二中学校が、8月24日完了を見込んでいるところでございます。

それ以外にも、工事準備中の学校ですとか、調整中の学校等がございます。

調整中の学校につきましても、特に隣地の民有地と接しているブロック塀におきまして、相手方の、要するにお隣のお宅等との工事の調整についてまだ調べていないという状況がございまして、調整中と記載させていただいているところでございます。隣地側のご了解がいただけますと、工事の準備に移行していくというように考えているところでございます。

いずれにしましても、小学校、中学校合わせまして30校、またフレンドセンターのブロック塀も合わせまして、都合31カ所につきましても、今年度中に全て対策を済ませていきたいと考えているところでございます。

資料の1ページ目にお戻りください。

2、通学路のブロック塀対策についてでございます。

通学路の交通安全点検というものを、毎年度、各学校PTAのご協力等をいただきながら実施しているところでございますが、この通学路の交通安全点検の追加項目としまして、今年度、通学路に面している民間所有のブロック塀等につきましても、PTAの方々の視点で、危険と思われるところがあるかということ、抽出調査をお願いしているところでございます。

各学校から寄せられましたPTAの方々の視点での危険性が懸念されるブロック塀が、合計としまして346カ所、報告をいただいているところでございます。

これにつきましては、民間の方が所有しているものでございますので、区として直接的に手を加えるということとはできないのですが、都市整備部建築指導課が一定の指導権限を持ってございますので、そちらに情報の提供をさせていただいているところでございます。

(2) 今後の対策でございます。

今後、補正予算対応というところではございますが、都市整備部及び土木部におきましては、以下のとおりの対応をしていくという方針を、今、持っております。

まず、①危険度調査の実施でございます。

教育委員会以外からも、情報提供があるということでございますが、情報提供を受けた民有地のブロック塀につきまして、委託によりまして、専門家の危険度調査を改めて行うということを考えているようでございます。

この危険度調査の結果を踏まえまして、一定の危険性があると判断されたものにつきましては、ブロック塀の所有者に点検結果の周知、また、対策を実施していただきたい旨の督促を行うという対策をとっていく予定でございます。

②危険度の高いブロック塀等の除却助成制度の創設でございます。

現在は、このような制度はございませんが、危険度の高いブロック塀につきまして、除却を行う際に、一定の金額の上限はございますが、除却費の助成を今後行っていきたいということを考えているところでございます。

また、その対策の経費につきましては、今後、補正予算で対応していきたいと考えていると伺っているところでございます。

続いて、③接道部緑化助成の充実でございます。

こちらは土木部の対応になりますが、これまでも制度としてはございましたが、ブロック塀等を除却した際に、その除却をした部分に生垣等の緑化対策を行っていただく経費につきまして助成を行っているところでございます。

従前は2分の1補助ということで行っておりましたが、これを10割補助まで引き上げたいと考えているところでございます。

また、対応面積につきましても、従前は最小規模10㎡ということに対応していたとところでございますが、今後はその要件も5㎡から助成をするということで、対応面積についても引き上げを検討していると伺っているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 私は社会資本整備審議会建築物等事故・災害対策部会委員でありまして、8月3日に報告会といたしますか、検討会がございました。

この資料でもそうなのですが、そのときに非常に議論になったことに、「ブロック塀」という言葉がひとり歩きしているという話が実は出てきておりまして、塀には、昔から大谷石の壁があって、実はそちらの方が問題だというのが会議の中で議論に出ました。

大谷石はブロック塀に対して、積んでいるだけです。補強の鉄筋も入っていませんので、大阪でもこの調査が非常に問題になっていて、小学校等でも、大谷石の上にブロック塀を立てたというような複合構造がございまして、大谷石自体は1.2メートル以下であれば、建築基準の中で対策をする必要がないと言われていたと思うのですが、それが複合になっている場合ですと、いくらブロック塀を補強しても、下の大谷石が積んであるだけなので、ずれてしまえば完全に崩れてしまうということで、結局、問題になるのではないかとということが委員の中で大変議論になりました。

ですから、せっかくこれだけの対策をとっていただいているのであれば、通学路も含めて、大谷石のところも見ていただいて、実はこちらの方が危ないということも認識のうえで、調査や補助の対応をしていただけるとありがたいなと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。

新しい学校づくり課長 都市整備部の事業なので、私どもが直接的にお答えするのもいかがかなという部分もありますが、資料の(2)の①のところに「民有地のブロック塀等」と書かせていただいております。

こちら、実はブロック塀だけに限らず、万年塀ですとか、いわゆる大谷石等の礎石積みの構造物につきましても調査の対象にしているということでございます。

また、そうしたものの除却につきましても、助成制度の対象の中に組み込んでいきたいと聞いているところでございますので、青木委員ご指摘の点については、そのような対応がとれるのかなと考えているところでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

5. 平成30年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告5「平成30年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦」に

ついて、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長

それでは、「地－１」の資料をご覧ください。

こちらにつきましては、青少年の親切な行い、あるいは奉仕活動に対して、他の模範となる善い行いをした青少年に対して表彰するもので、毎年、実施させていただいているところでございます。

こちらの募集が年に２回ございまして、４月末の教育委員会に第一期分ということで、５月、６月の推薦依頼をさせていただきました。第二期分ということで、今回、９月、１０月の推薦依頼をさせていただくものでございます。

推薦の対象、あるいはその推薦の内容については、第１回目と同様でございます。この２回の推薦を受けた後、一括して審査、表彰式を行うというところも例年どおり進めていく予定でございます。

非常に雑駁ではございますが、一度ご説明しておりまして、今回は２回目ということで詳細の説明は省略させていただきます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

６．志村図書館および西台図書館の臨時休館について

(図－１・中央図書館)

教 育 長

それでは、報告６「志村図書館および西台図書館の臨時休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長

資料は「図－１」をご覧ください。

志村図書館及び西台図書館の臨時休館についてでございます。

この件については、３月に開催された教育委員会において、一部説明させていただいております。

志村図書館及び西台図書館について、空調、冷房機等の取替工事によりまして臨時休館とさせていただきます。

期間については、志村図書館については、１０月２日から３０日まで。定期休館日とつながりますので、実質的には１０月１日から３１日までが休館日となります。

続いて、西台図書館については、１１月５日から１１月２５日までの期間が臨時休館となります。

利用者に対する周知について、年度当初に年間予定を示しておりますが、時期が近くなってまいりますので、志村図書館については、既に館内掲示により、先行してお知らせをさせていただいております。

今回の報告を踏まえまして、ほかの地域図書館全館及び中央図書館、それから

ホームページでも周知を図りたいと考えております。また、広報いたばしにおいては、9月8日号の掲載を予定しております。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 図書館の休館日の考え方ですが、例えば月曜日が祝日の場合は、開館するのでしょうか。

中央図書館長 開館し、翌日が休館日になります。

教 育 長 10月1日が都民の日に当たり、子どもたちは学校が休みになりますが、この場合には休館日を延ばすような対応はしていないのでしょうか。

中央図書館長 そのような対応はしていません。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 新たな中央図書館の整備に向けた平成30年度の取組状況について（第1回）

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告7「新たな中央図書館の整備に向けた平成30年度の取組状況」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、「図-2」の資料をご覧ください。

新たな中央図書館の整備に向けた平成30年度の取組状況についての第1回でございます。

3月に開催された教育委員会において、29年度中の取組状況を報告してまいりました。今回は、30年4月以降の取組状況について報告するものでございます。

概況といたしましては、基本設計を踏まえまして、さらに細かく内装等を進める実施設計を進めているところです。

それと並行いたしまして、その設備の中でどのような事業サービスが展開できるのかを検討するものでございまして、その報告でございます。

平成31年3月から工事。平成32年度末に開館。

ですので、33年度、すなわち2021年度の事業の方向性を検討しているというのが実態でございます。

まず、(1) 児童・ボローニャ絵本館関係でございます。

新たな中央図書館の1階には、児童エリアのほか、いたばしボローニャ子ども絵本館を併設し、「絵本のまち板橋」を目指して、世界の絵本の魅力の発信など

を考えております。

これを踏まえて、リストの作成ですとか、屋外でのおはなし会、これらは今まで実施経験がないので、32年度の開館前、31年度中に、可能なサービスについては先行実施事業という形で、試験的に実施・検証してまいりたいと考えております。

次に、(3) サポーター制度関係でございます。

先ほど、いたばし学び支援プランの中でもお話がございましたが、現行の図書館ボランティア制度をさらに組織化し、取組内容を拡大させていただきながら、図書館サポーター制度というものを創設してまいりたいと考えております。

これによりまして、区民、一般の方の連携・協働、図書館経営への参画という取組をしております。

31年4月から新たな制度への移行を予定しているところでございます。

続いて、(4) 青少年(ヤングアダルト)関係でございます。

こちらにつきましては、主に小学校高学年から中学校、高校生の利用について、どのような居場所となるのか、どのような企画などができるのか、そうしたものを検討するものでございます。

今年度末から来年度にかけては、近隣の小・中学校とのワークショップの実施について検討を進めているところでございます。

続いて、(5) 蔵書関係でございます。

こちらにつきましては、蔵書方針を29年3月にお示しさせていただいたところですが、まず今年度は除籍作業、蔵書を刷新していくために、古い資料について整理していく、処分していくという除籍作業を中心に進めさせていただいているところでございます。

資料の2ページ目をご覧ください。

まず、(8) 管理運営基本方針関係でございます。

こちらにつきましては、中央図書館の移転・改築にあたりまして、フロアの構成ですとか、事業のサービス、施設の機能というものを、今まで基本計画というものが定められているのですが、それをさらに詳しく解説をいたしまして、新たな図書館の魅力と管理運営方法について示すものでございます。これは館内PTを立ち上げまして、係を越えた横断的な検討を進めております。31年度中には骨子を示し、開館が近づく32年度にはお示ししたいと考えております。

続いて、(9) 広報・情報発信関係でございます。

こちらにつきましても、館内でPTを編成してございまして、情報発信、特にホームページやSNS、また館内でのデジタルコンテンツ、館内サイン、このようなものも合わせて検討してまいりたいと考えております。

続いて、(10) いたばしラウンジの運営・事業展開に関する調査についてでございます。

新しい図書館の施設の中では、ラウンジ(カフェ)を併設する予定でございます。民間事業者と運営や事業展開について意見を伺う対話型調査というものを、3月に実施しております。これを踏まえまして、今年度中を目途にプロポーザル

を実施し運営事業者を決定する予定でございます。

2の取組状況につきましては、資料をご覧のとおりになっておりますが、最後のページの上部にあります第2回意見交換会、こちらは8月21日に実施する予定となっておりますが、資料の記述には間に合わなかったのですが、予定どおり開催をいたしまして、利用者の方からご意見をいただきました。

テーマとしましては、今、検討している内容にあるとおり、事業サービスについて、どのような取組や企画などがあるといいですかというような形でお話をさせていただきました。

特にお子さまを育てているお母さまなどは、絵本を読み聞かせるに当たって、親が読んで感動できる本を備えてほしい、子どもに対してどのように読ませていけばいいのかなどを知る機会があれば良いなどといったご意見もいただきました。

また、強い意見として、広報の仕方を特に工夫してほしいという要望が多くありました。SNSですとか、積極的なPR活動などはぜひ取り組んでほしいというご意見をいただいております。

また、ギャラリーの使い方についても、意見交換会の中でテーマとして設定させていただきましたが、貸出しの仕方ですとか、ほかの利用者、特に一般に利用ができるのかどうか、そのようなことも検討の対象に入れてほしいというお話がありました。

これから、庁内検討も含めて、館内検討を進めていく中で、このようなご意見はできるだけ反映していきたいと考えてございます。

3の今後の予定でございます。

実施設計については、31年1月に策定をすることになります。2月に工事についても付議、議会へ報告いたしまして、工事は3月から実施予定でございます。

この報告を踏まえて、庁議に諮り、第三回区議会定例会において、この内容についてはご報告したいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 建物だけでなく、中で行われる事業についても、これから考えていくということなのですが、昨年行われた「とびだせ！としょかん！」が大変良かったと思っています。教育科学館で図書館事業を行ったことで隣接した平和公園に新しく中央図書館が来るということを、皆さん、すごく意識したと思います。

ですから、今度は教育科学館と平和公園を含めた図書館との一体化のようなことで、何ができるのか。

近隣の中学校で、ヤングアダルトに関してワークショップをやったりして意見を聞いていただいているのですが、これから人の流れを教育科学館から図書館へつないでいくという観点でも、ぜひ色々な方の意見を聞いていただきたいと思いますし、また、この土地に図書館が来るのだということを地域の皆さんに意識していただけるような事業を何か計画していただけると良いのかなと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。区民説明会自体も、常盤台地域センターを利用していただきながら、機運を醸成させていただいているところもございまして、また、事業の展開などでも、ちょうど良いスペースでもありますし、立地も隣接していますので生かしていければと考えております。

松澤委員 中央図書館には、板橋区のシンボリックな存在になっていただきたいなと思っています。

中央図書館、ボローニャ子ども絵本館の、先ほども出ました児童図書ですとか、絵本というものが1階に来て、メインになるので、ボローニャとの関わりなどを子どもたちに実学として教えていけるような、ボローニャという土地と板橋がどのような関係、事情で現在のような関係になったのかという背景など、また、ボローニャの絵本のまちになった理由ですとか、そうしたものも含めて、何か発信しながら、つなげていければ良いなと思いました。

また、高野委員がおっしゃっていたように、教育科学館との連携もそうなのですが、郷土資料館や史跡公園、民俗学ですとか、板橋区には色々な良いところがあると思うのですが、旧粕谷家住宅も含め、そのような魅力を、図書を通じて、中央図書館という場所から発信して、興味や時間のある方に行ってもらえるような取組があると良いかと思えます。

これからオープンする場所もあると思うので、そのようなものの発信をしていただけるような場所となると良いかと思えます。

また、先ほど、区民の意見でもあったのですが、公園の土が舞わないようにと書いてあったのですが、公園の整備はみどり公園課ですかね、ブロック塀の件でも別の課との連携というものもあったのですが、図書館についても、公園整備も今までの公園というものではなく、一歩進んだ公園の形というもの、公園でお茶を飲めたり、本を読めたりするような、そのような公園のモデルにもなっただけだと良いのかなということで、これから、ほかの部署とも連携していただくと良いのかなと思いました。

教育総務課長 この件に関しまして、上野委員からコメントをいただいておりますので、申し上げます。

区民との意見交換会が開催されるに当たり、幅広い年齢層の区民からのご意見を聞いていただきたいと思えます。

以上です。

教 育 長 私からですが、中央図書館を今回つくるに当たっての基本的なスタンスというものがあります。言葉として、「未来を」という。それはそれで大事にしてほしいと思うのですが、やはり区民の皆様にとって分かりやすい、短いキーワードといますか、キーコンセプトみたいなものがあると良いのかなと思えます。もちろんこの「絵本のまち板橋」というものも1つの大きなものだと思うのですが、

中央図書館をイメージできるようなものがこれから生まれてくると良いかなと思いますので、ご検討ください。お願いいたします。

では、次に教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はございませんでしょうか。

教育総務課長 それでは、第18回アジア競技大会に役員として参加されております上野委員から、大会参加に当たりということで、現地からコメントを寄せられておりますので、ご報告いたします。

報道もされているようですが、選手村のシャワーの温度が低い、水の出が悪いなど日々苦勞しております。日本を離れると、改めて日本のすばらしさ、恵まれた環境に感謝です。

現地は連日熱戦が繰り広げられ、大変盛り上がっています。特に中国、韓国は「アジアチャンピオン」に思い入れが強く、国を挙げて挑んでおります。

日本では東京オリンピック前という事で注目されているようですが、やはりこの二国と比較するとアジア大会への力の入れ方に温度差を感じずにはられません。

今回はJOC本部役員としての参加ですので、水泳のみならず、各競技に携わっております。

バドミントンの桃田選手も今回の注目選手の1人だと思います。謹慎を終えてから初めての大きな国際大会です。初戦も勝ち抜き順調に進んでおります。リオデジャネイロオリンピックに出場できなかったことは、彼にとって大変苦しかったと思います。そこから這い上がっての活躍です

本当に情けない思いですが、この原稿を書いているときに、今大会でバスケットボールの選手が不祥事を起こしてしまいました。国費、日の丸、ユニフォーム、全てに対する認識の甘さです。

我々指導者の教育が行き届いてないことを真摯に受けとめ、改善しなくてはなりません。役員として謝罪するとともに、今後の再発防止に向け、全力で取り組む所存です。厳しい処分は当然です。処分により失うものはたくさんあります。心から深く反省してほしいと思います。

しかしながら、桃田選手のように、処罰を受け、本当に反省したのであれば、間違いを起こしてしまった若者にもう一度チャンスを与えられるスポーツ界であってほしいという思いも正直あります。

教育にも同じ事が言えると思います。15歳までの子どもたちが、つまずいても起き上がり、また前を向ける指導をサポートする教育委員会であってほしいと、大会に参加しながら考えておりました。

以上です。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、私からですが、また暑さがぶり返している中、暑さ対策というところで、始業式を迎えるに当たって、教育委員会事務局として、学校に対する対応

等は何かお考えでしょうか。

指導室長 昨日付で各学校・園に通知を出しました。

2学期の始業式を、今年度は9月3日に予定しておりますが、国からはそもそも始業式自体の日程についても検討するというようなお話がございました。幸いにも板橋区は空調施設が各普通教室には整っていますので、始業式自体の日程を変えることはしません。

ただ、始業式を行う場所につきましては、今日のように35度を超えるような日が、この後も予想されておりますとともに、今年度、特にいわゆる猛暑日、あるいは暑さ指数でいう31度を超えるような日が続いているという現状を考えまして、さらに、土日を挟んでの月曜日ということでもありますので、始業式につきましては、空調施設のある教室で行うようにと通知を出しております。

また、始業式と並びまして、多くの学校は引渡し訓練の実施を計画しております。学校にいらっしゃる保護者も、小さなお子さんを連れて引渡し訓練にご協力いただくということもありますので、実施場所であったり、実施時間であったりにつきましても、保護者や小さなお子さんのことを考えて柔軟に対応するようにという通知を出しております。

あわせて、9月末には多くの学校が運動会を計画しておりますので、その練習への取組につきましても、7月に発出しました、いわゆる暑さ指数31度以上では自粛するよという通知をもとに、やはり学校ですので、まずは子どもたちの安全や健康を第一に考えた対応や判断をするよという旨の通知を出しているところです。

以上です。

教育長 迅速な対応をしていただき、ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 49分 閉会